

日本財政危機の構造と法人税

一 杉 哲 也

- 1 財政赤字とは何か
- 2 構造的財政赤字の原因
- 3 法人税の所得弾力性

平成元年4月、所得税・法人税の減税その他の税制改革とともに消費税制が施行された。大平内閣の一般消費税、中曽根内閣の売上税につづく3度目の正直ともいえるこの大型間接税制が、なぜこの時期にようやく日の目を見るに至ったのか。そもそもなぜ税制改革なのか。

その一つの原因が昭和50年度からの国家財政の赤字にあることは間違いない。そこでまずこの赤字がなぜ発生したか。それをどのように解消しようとするのか、その結果としての税制改革は日本経済に何をもたらすのか、をこの小論で検討したいと思う。

1 財政赤字とは何か

ところで財政赤字とは何かとなると、意外に簡単ではない。まず国債とは国の債務つまり借金だから、これ自体が赤字である。すると毎年度の国債発行額そのものが赤字を示すともいえる。しかし日本の国債には建設国債と赤字国債（特例国債）の2種類があり、その性質はまったく違う。

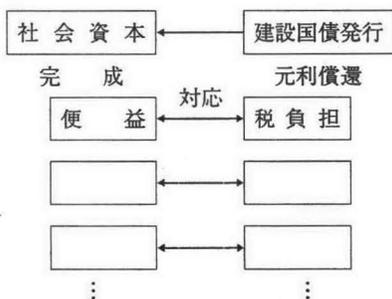
まず建設国債は、公共事業にあてる財源として発行されるものであり、昭和41年度以来、発行されつづけて現在に至っている。その特質として挙げられるものは2つ。

第一は、その発行が政策的に決められることである。そして、その目的にはまた2つある。一つは社会資本建設であり、もう一つは景気浮揚のための、いわゆる財政政策である。

まず社会資本建設は、昭和40年代に、高度成長期における民間資本の蓄積にくらべて、道路・港湾・交通網・上下水道などの社会資本の不足がきわめて大きいことがわかったため、昭和41年度から第一次石油ショックまで、社会資本建設・公共事業のための建設国債が発行されつづけた。

次に第一次石油ショック以後の世界同時不況のなかで、不況を下支えするために、すなわち財政政策的に公共事業を増大しようとして、その財源として建設国債が発行されたのが昭和52年度から54年度であった。しかし54年度には、大量の国債発行がクラウディング・アウトを起こしたので、次年度以後、建設国債したがって公共事業は横ばいとなる。財政政策のための建設国債発行が積極的に行われるようになるのは、昭和60年度以降である。^(注1)

建設国債の特質の第二は、それが国内に、ものとして社会資本を残すので、国民の便益と税負担を対応させる働きをすることである。いま第1図において、ある時点で建設国債を発行し、それで港湾施設をつくったとし



第1図

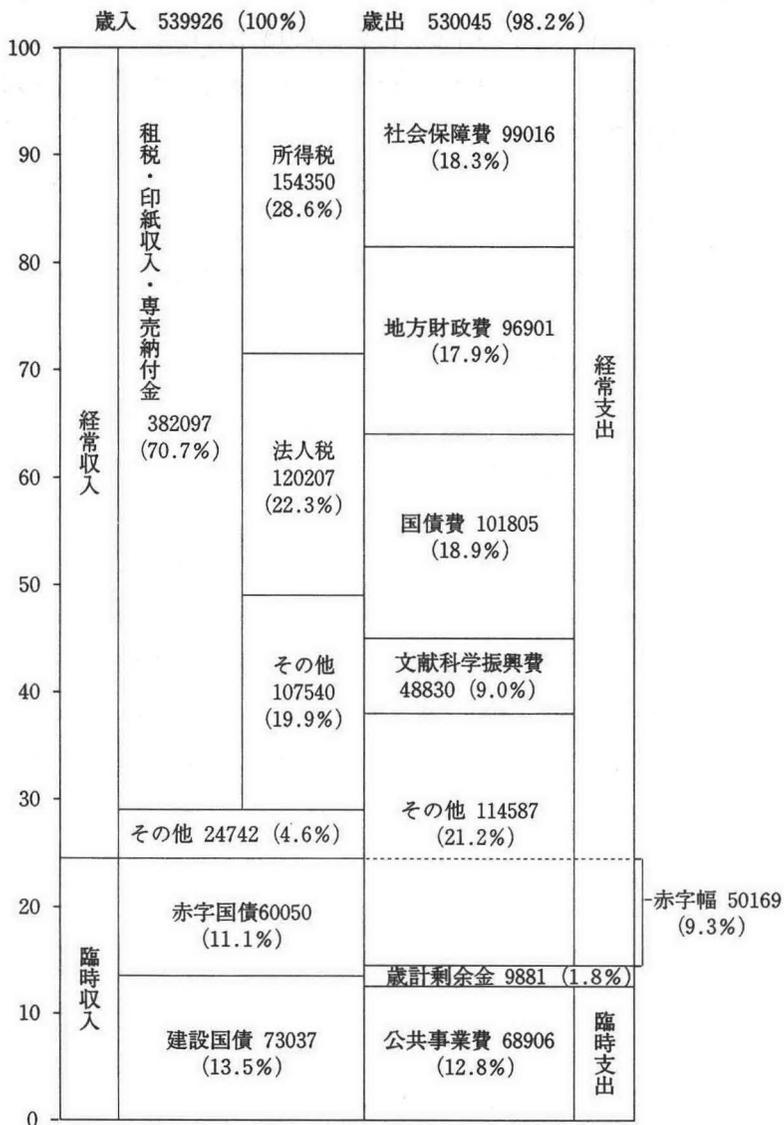
よう。港湾が完成すると、その耐用年数の間、将来にわたって港湾の便益 benefit が国民に提供されつづける。便益を能力説的に社会的生産力の増分と言ってもよい。一方、建設国債はやがて元利の償還が始まるが、それはその時の租税でまかなわれる。つまり建設国債の発行は、将来の国民の税負担を増すことになる。しかしその税負担は、港湾の便益供与（能力説的には社会的生産力増分）に対応することになる。便益（能力説的には社会的生産力増分）に対応して税を負担するから、建設国債は経済合理的であるといえよう。

これは家計にとってマイホームをローンで買うようなものといえよう。ローンで家を買う。ローンは将来にわたって元利合計を分割で払いつづける。しかし、その負担は、マイホームに住むという便益に対応している。いわば家賃のようなものである。

これに対して赤字国債（特例国債）は、第一に財政構造的なものである。赤字国債とは、経常支出をまかなうのに経常収入（租税）が足りないため、穴埋めとして発行されるものであるから、決して政策的・意図的なものではない。わが国では第一次石油ショック後の昭和50年度から発行されはじめ、平成元年度に及んでいる。この姿を昭和60年度の一般会計決算値で示すと、第2図のようになる。

第二にそれは、なんらものを残さず、どこまでも後世の国民にたいするつけ、つまり、税負担だけを残す。経常支出の中には公務員の給料も入っているから、当時の竹下首相の歳費の9%は赤字国債でまかなわれていることになる。またこれを家計で考えれば、毎月の収入が生活費に足りないため、借金で穴埋めしているようなものである。そのつけは後世すなわちわれわれの子孫に回ってゆく。「子孫のために美田を買わず」どころではなく、「子孫のために借金を残す」というわけである。

かくて財政赤字とは、構造的な赤字すなわち赤字国債発行額から歳計剰



第2図 昭和60年度財政バランス 一般会計決算 (単位億円)

余金を引いたものと考えることができよう。第1表がこれを示している。なお62年度には上記の意味の赤字は消滅しているので、表は61年度までを掲げた。この財政赤字の発生こそが、日本財政危機の発現であるといえよう。ではなぜこの構造的財政赤字が発生したのか、これを以下分析しよう。

注1 クラウディング・アウトについては「昭和55年度経済白書」参照。

2 構造的財政赤字の原因

第1表の財政赤字がなぜ発生したのかを分析するために、第2表が示される。

第1表 財政赤字（億円）

年度	歳計剰余金 A	国債発行額			国債依存度 B/歳入	赤字幅 D=C-A	赤字率 D/歳出
		計 B	建設国債	赤字国債 C			
50	6125	52805	31900	20905	24.6	14780	7.1
51	6084	71982	37250	34732	28.7	28648	11.7
52	3738	95612	50280	45332	32.5	41594	14.3
53	8113	106740	63340	43400	30.6	35287	10.3
54	9894	137420	71330	63390	33.9	53496	13.8
55	6356	141702	69550	72152	32.2	65796	15.2
56	5222	128999	70399	58600	27.2	53378	11.4
57	7562	140447	70360	70087	29.3	62525	13.2
58	10176	134863	68099	66764	26.1	56588	11.2
59	7028	127813	64099	63714	24.5	56686	11.0
60	9881	123080	73037	60050	22.8	50169	9.3
61	28488	112549	62489	50060	19.9	21572	4.0

同表の第Ⅰ期は、高度成長期の後半である昭和41～49年度の9年間、第Ⅱ期は低成長期に入った50～60年度の11年間であり、数値は両期間中の、一般会計歳入歳出額（決算）と国民所得その他を累積集計したものである。当然、赤字国債が発行されるようになった第Ⅱ期に財政赤字が発生している。なお第Ⅰ期の財政規模は、歳入額から歳計剰余金（それはその他歳入から差引いてある）を引いたものであり、第Ⅱ期のそれは歳出額そのものを取っているため、両期とも歳入・歳出額は一致する。

同表から次のような点が読みとれるであろう。

第2表 総括表(1) (10億円)

	第Ⅰ期		第Ⅱ期		対国民所得 比の増減 ポイント
	金額	対国民所得比	金額	対国民所得比	
国民所得	575 423	—	2 120 876	—	
財政規模	85 986	14.94	439 974	20.74	5.80
法人税	24 472	4.25	90 009	4.24	△0.01
所得税	25 719	4.47	114 065	5.38	0.91
建設国債	9 660	1.68	66 969	3.16	1.48
財政赤字	0	0	51 895	2.45	2.45
その他歳入	26 135	4.54	117 041	5.52	0.98
社会保障費	12 675	2.20	84 100	3.96	1.76
国債費	3 210	0.56	59 502	2.81	2.25
公共事業費	15 877	2.76	66 951	3.16	0.40
地方財政費	18 010	3.13	75 588	3.56	0.43
その他歳出	36 214	6.29	153 833	7.25	0.96
法人所得	80 250	13.95	228 854	10.79	△3.16
法人税/法人所得	30.49		39.33		

(注) 法人所得は「平成2年版国民経済計算年報」による

財政規模

第Ⅱ期において、国民所得に対する財政規模（したがって歳出規模）は5.8ポイント増大した。増大の理由は後に分析するとして、とにかくこの「大きな政府」の出現こそが財政危機の原因といえよう。

歳出面

- (1) 財政の国民経済に対する相対規模は、GNEに占める財政支出の割合、国民所得に対する租税の割合等で示されるが、この2つとも昭和50年代における財政規模拡大を必ずしも明示しない。これに対してここで示された一般会計歳出の対国民所得比は、前2者よりもはっきり「大きな政府」の成立を示している。
- (2) その増分5.8ポイントのうち、社会保障費・国債費だけで4.01ポイント、約70%を占める。したがって歳出規模拡大の主な原因がここにあるといえよう。
- (3) 第Ⅰ期の公共事業費の国民所得比2.76ポイントに対し、同期の建設国債発行額のそれが1.68ポイントであったことは、その差額が租税および「その他歳入」で購われたことを意味する。これに対して第Ⅱ期のそれらとともに3.16ポイントであり、建設国債発行のみによって公共事業費を購わざるをえなくなったこと、すなわち財政上の余裕が失われたことを意味する。と同時に、それは両期の公共事業が性質をかなり異にしており、両者をともにケインズ主義的財政政策として扱うべきではないことを暗示している。

歳入面

- (4) 国民所得に占める法人所得の比重は3.16ポイント低下した。低成長による法人利潤の伸びの低下および欠損法人の増加のためである。これについては第3節でふれる。
- (5) 法人所得に対する法人税収の比率、すなわち現実の法人税実効税率は

上昇した。これは法人税率の引上げと租税特別措置の廃止・軽減のためである。

- (6) 国民所得に対する法人税収の比率すなわち法人税負担率は、Ⅰ期・Ⅱ期を通じてほとんど一定に保たれた。これは(4)の減退を(5)の税率の引上げ等でちょうど補ったためであり、第Ⅱ期において法人税率を引上げたり、各種の特別措置を後退させたりしながら、このマクロ的バランスを見事に操作した大蔵省の天才的手腕には、それが結果的であったとしても、驚嘆するのみである。
- (7) 第Ⅱ期における法人税の国民所得弾力性は、平均0.69となる。すなわち第Ⅰ期における法人税の実効税率30.49%を第Ⅱ期の法人所得に乗ずると、第Ⅱ期の法人税収の自然増は6兆9778億円となり、第Ⅰ期の2.85倍となる。国民所得はこの間3.69倍になっているから大ざっぱにはあるが、1より低い弾力性が表われる。これについては第3節で述べる。
- (8) 所得税の対国民所得比は0.91ポイント上昇した。これには特に52年度から58年度まで、まったく減税がなかったことが大きく響いたものと考えられる。この間、累進税制がもろに作用して所得税収を延ばしたわけであり、(6)の法人税の所得弾力性と同様に概算すれば、第Ⅱ期の所得税の所得弾力性は、平均1.28であった。

財政バランス論から

これまで歳入・歳出をそれぞれ分離して考察したが、歳入・歳出両面のからみあいを見るため、第2表を組替えて、第3表の収支バランス表をつくり、財政赤字の原因を探ってみよう。

まず歳入面はつぎのように組替える。

所得税・法人税・「その他歳入」のうちの酒税の32%は、地方財政費（地方交付税交付金）として歳出にまわるので、これを特定財源（用途を限定された財源）として分離し、残りを一般財源（用途を限定されず、フリー

第3表 総括表(2)

	第 I 期		第 II 期		構成比 増減ポ イント
	金 額 (10億円)	構成比	金 額 (10億円)	構成比	
一 般 財 源	58 316	67.82	297 422	67.60	△0.22
所 得 税	17 487	20.34	77 564	17.63	△2.71
法 人 税	16 641	19.35	61 206	13.91	△5.44
そ の 他 歳 入	24 186	28.13	106 757	24.26	△3.87
小 計	58 316	67.82	245 527	55.80	△12.02
公 共 事 業 費 へ	6 217	7.23	0	0	△7.23
差 引 再 小 計	52 099	60.59	245 527	55.80	△4.79
財 政 赤 字	0	0	51 895	11.80	11.80
特 定 財 源	27 670	32.18	142 552	32.40	0.22
所 得 税	8 230	9.57	36 501	8.30	△1.27
法 人 税	7 831	9.11	28 803	6.55	△2.56
酒 税	1 949	2.27	10 284	2.34	0.07
小計(地方財政費へ)	18 010	20.95	75 588	17.18	△3.77
建 設 国 債	9 660	11.23	66 964	15.22	3.99
財 政 規 模	85 986	100.00	439 974	100.00	0
社 会 保 障 費	12 675	14.74	84 100	19.11	4.37
国 債 費	3 210	3.73	59 502	13.52	9.79
公 共 事 業 費	15 877	18.46	66 951	15.22	△3.24
地 方 財 政 費	18 010	20.95	75 588	17.18	△3.77
そ の 他 歳 出	36 214	42.12	153 833	34.96	△7.16

ハンドな財源)とする。

次に第I期には、この一般財源中から公共事業費が支出されていたのを、一般財源中に明示した。

建設国債発行額は全額公共事業費となるので、特定財源とする。

こうして組替えた両期の歳入歳出構成比の増減ポイントを右端に示した。さらに両期の歳入歳出の対応関係を線で示した。

これから次のような結論が得られる（第3表右端の番号は、以下の記述のそれに対応している）。

- (9) 特定財源中の小計（地方交付税財源）は3.77ポイント減であり、それは歳出の地方財政費のポイント減と一致する。このポイント減少は、財源三税の伸びが歳出総額の伸びを下回ったため起きたものであり、地方交付税制にもとづく制度的なものである。
- (10) 第Ⅰ期には、一般財源から公共事業費へ歳入の7.23%が支出されていたが、第Ⅱ期にはそれが全廃される。かわって建設国債が増発されて3.99ポイント増。差引き公共事業費は3.24ポイントの減少となった。これは政策的なものであると同時に、第Ⅱ期の途中で国債発行がクラウディング・アウトを起したため、建設国債発行が抑制されることになった金融的なものである。
- (11) 一般財源中フリハーンドに残された財源（差引再小計）は4.79ポイント減少し、これに財政赤字11.8ポイントを加えた7.01ポイント増加が、歳出面の社会保障費・国債費・その他歳出のポイント変化の合計7ポイント増加に振り当てられた。

構造的財政赤字の原因

以上から第Ⅱ期における財政規模の増大と財政赤字発生の原因はほぼ明らかであろう。

歳出面においては、特に社会保障費と国債費の増大が財政規模増大の主要な原因である。

このうち**社会保障費**は、48年度を福祉元年として、社会保障のフレーム・ワークを大幅に拡大したのがその原因と断言してもよいであろう。フレーム・ワークの拡大そのものは国民生活にとって決して悪いこととは言えな

いが、わが国経済は、その直後に発生した石油ショックから低成長経済へと移行したため、フレーム・ワーク増大による財源のつけが残されてしまった形である。今後、高齢化社会の到来にともなって、このつけは増大することはあっても減少することはない。したがってこの原因による財政規模（の対国民所得比）増大は構造的なものであり、削減不可能に近い。

第4表 国債・借入金等の残高および国債利子（10億円）

年度末	総 額		うち国債		国債費に占める支払利息の比率
44	54	794	31	355	54.1
45	62	263	36	516	61.0
46	76	056	47	330	62.3
47	117	043	65	521	66.8
48	131	545	83	069	62.8
49	157	094	105	157	65.9
50	227	952	158	095	67.5
51	326	780	229	552	68.1
52	460	979	328	141	80.8
53	623	399	436	335	78.4
54	775	540	573	008	73.7
55	950	119	719	211	77.8
56	1 068	321	836	418	81.8
57	1 213	391	978	626	92.5
58	1 372	440	1 115	059	92.4
59	1 501	395	1 237	976	90.5
60	1 635	713	1 366	114	90.2
61	1 846	892	1 473	266	85.5

注(1) 「国債統計年報」その他による

(2) 総額＝国債＋短期証券＋借入金＋一時借入金

次に**国債費**は、赤字発生→赤字国債発行→元利合計の増大→国債費増大という悪循環がもたらしたものである。いま10年もの国債を例にとれば、償還期に発行額の6分の1を償還し、残りを特別会計で借替える方式をとらざるを得なくなっているから、一旦発行された10年もの国債は60年間にわたって元利支払いのつけを残すことになる。したがってこの歳出増大も21世紀までおよぶことになる（第4表参照）。

こうした歳出面における財政規模拡大要因に対して、その規模拡大に対応した経常収入（税収）の増加が得られなかったことが財政赤字発生の原因であるといえる。そして租税のうち所得税は、対国民所得比でそれなりに増大しているのに対して、法人税はその比を増税にもかかわらず、ほぼ一定にしか保ちえなかった。かくて歳入面での財政赤字発生の原因は、主として法人税にあると結論せざるを得なくなる。

なぜなのか、これを次節で検討しよう。

3 法人税の所得弾力性

法人税の実効税率

まず法人税のいわゆる実効税率について概観しておく。平成2年度に法人税（国税）の配当分・保留分の表面税率がともに37.5%に統一されるまで、両者の税率が異なるため、いわゆる実効税率問題の一つが存在していた。

また地方税には、都道府県法人事業税（以下県事業税と略称）、同法人住民税（以下県住民税）、市町村法人住民税（以下市住民税）があり、これらも法人税とともに法人利潤を課税標準としている。このうち県事業税は経費として計算することが認められており、他の3税はその残余に課されることになる。この調整がいわゆる実効税率問題の第2である。

第5表は、上記2つを調整した法人4税の実効税率を示したものであ

る。

昭和41年度を例にとると、法人税の平均税率は、配当性向を30%として、
 配当分表面税率26%×0.3+留保分表面税率35%×0.7=32.3%と算定され
 る。またその実効税率は次のように算定される。

第5表 法人税4税の実効税率の推移

	41年度		45年度		49年度		50年度	
	表面	実効	表面	実効	表面	実効	表面	実効
法人税								
配当分	26%		26		28		30	
留保分	35%		36.75		40		40	
平均	32.3%	28.84	33.525	29.93	36.4	32.50	37	33.04
市住民税	法人税 の8.9%	2.57	9.1	2.72	12.1	3.93	12.1	4.0
県住民税	法人税 の5.8%	1.67	5.6	1.68	5.2	1.69	5.2	1.72
県事業税	12%	10.71	12	10.71	12.0	10.71	12.0	10.71
計		43.79		45.04		48.83		49.47

56年度		59年度		63年度		平成元年度		平成2年度	
表面	実効	表面	実効	表面	実効	表面	実効	表面	実効
32		33.3		32		35		37.5	
42		43.3		42		40		37.5	
39	34.82	40.3	35.98	39	34.82	38.5	34.375	37.5	33.48
12.3	4.28	12.3	4.43	12.3	4.28	12.3	4.228	12.3	4.12
5.0	1.74	5.0	1.80	5.0	1.74	5.0	1.719	5.0	1.67
12.0	10.71	12.0	10.71	12.0	10.71	12.0	10.71	12.0	10.71
	51.55		52.92		51.55		51.03		49.98

(注) 配当性向30%、地方3税は標準税率とする。

まず法人税4税は、県事業税をも含めた法人利潤を課税標準とすべきものとする。なお地方税はすべて標準税率をとる。するとこの法人利潤に対する県事業税の実効税率は、 $12/112=10.71\%$ となる。すると残りの3税は法人利潤の89.29%に課されるのであるから、法人税は平均税率 $32.3\% \times 0.8929=28.84\%$ が実効税率となる。市・県住民税の表面税率は、法人税収に対して8.9%、5.8%と定められているので、それぞれ2.57%、1.67%が実効税率となる。かくて4税の合計43.79%が、県事業税を含めた法人利潤に対する実効税率となる。

以下このようにして法人税の実効税率の推移を前記第Ⅰ、第Ⅱ期について見ると、同じ実効税率であった期間は、昭和41年度～44年度、45年度～48年度、49年度、50年度～55年度、56～58年度、59～62年度となり、この間、法人税率は上昇をつづけていた。^(注2)

すると、これだけ法人税率を上昇させていたのに、なぜ財政規模の対国民所得比の増加に対応できず、法人税収の対国民所得比がようやく不変であったのかという問題が生ずる。

赤字法人の増加

これに対する答えの一つは、赤字法人の比重増加である。法人税4税は黒字法人にのみ課されるものであるから、課税客体が減少すれば税収は減少せざるをえない。第6表は、国税庁の会社標本調査による利益法人数・欠損法人数を示したものである。これによって石油ショック以後、欠損法人の比重が増加し、tax payer たるべき利益法人のそれが低下したことがうかがい知れるであろう。^(注3)

第6表 利益法人と欠損法人

年次	普通法人数						利益法人 の比率
	利益法人		欠損法人		計		
40	454	202	254	602		708 804	64.1
41	449	329	269	334		718 663	62.5
42	501	902	270	120		772 022	65.0
43	539	323	264	332		803 655	67.1
44	859	298	269	345		858 643	68.6
45	628	209	272	290		900 499	69.8
46	655	422	312	304		967 725	67.7
47	658	763	369	507	1	028 270	64.1
48	736	571	348	899	1	085 470	67.9
49	775	675	372	933	1	148 608	67.5
50	690	861	520	139	1	211 000	57.1
51	676	402	583	369	1	259 771	53.7
52	667	744	644	480	1	312 224	50.9
53	690	845	658	490	1	349 335	52.0
54	734	222	667	838	1	402 060	52.4
55	750	637	698	912	1	449 549	51.8
56	750	573	748	351	1	498 888	50.1
57	724	300	816	999	1	541 299	47.0
58	713	828	864	624	1	578 452	45.2
59	725	075	899	186	1	624 261	44.6
60	739	745	920	265	1	660 010	44.6

(注)「国税庁統計年報書」各年度編による。

法人税収の所得弾性値低下仮説

答えの第2として、第Ⅱ期の低成長期には法人税収の国民所得弾力性ないし弾性値が低下したのではないか、という仮説を提示しよう。同弾力性

は、自然増収伸率／国民所得伸率とされる。自然増収とは、前年度の税制を変更しないで今年度に適用したとき得られる増収分、すなわち国民所得の伸びによって得られる法人利潤の伸びからの増収分である。

さて国民所得は雇用者所得・財産所得・企業所得から成り立っているが、財産所得中の配当を企業所得中の民間法人企業所得に加え、これを法人所得Ⅱと略称しよう。いまこのⅡが国民所得 Y に占める比率を s とすると、好況期にはこの s が上昇し、一定の（前年度と同じ）法人税率 t をかけても、法人税収 T_n （自然増収）の伸び率は Y の伸び率を上廻るであろう。かくて法人税収の国民所得弾力性は1より大となる。逆に不況期には、 s が低下し、一定の税率 t をかけても T_n の伸び率は Y のそれを下廻るであろう。弾力値は1以下となる。

わが国の、昭和30年から昭和48年に至る約18年間の高度成長期には、おおよそ好況5年、不況1年の6年のジュグラー循環が3回繰返され、好況5年の間は法人税収の弾力値が1より高く、不況期には1より低くなったが、おおむね18年間を通じて高い弾力性が維持され、これが財政収入を所得税とともに支えてきたのではないか。この間、国税収入の弾力値は1.5といわれていたが、この高い弾力値が、自然増収の3分の1を毎年減税することを可能にしていたのではないか。

もしそうであるとすると、石油ショック以後の低成長期には、法人税収の国民所得弾力値が、少くとも高度成長期より低下して1以下となり、これが法人税収の国家財政歳入に占める比重を低下させ、財政赤字を発生させたのではないかというのが仮説の発想点である。

法人税収弾力値の実証 (1)

しかし法人税収の国民所得弾力性を実証することは決して容易ではない。
(注4)
い。

そこでさまざま検討したモデルのうちから次のような仮説で実証して見

よう。いま本節の「法人税の実効税率」で区分した6期間のうち、1年間の税率しかなかった昭和49年度を除外して次のように5期間を区分する。昭和49年度はインフレ期でかつ不況であり、国民所得統計、財政統計等に異常な数値が出るためである。

第Ⅰ期	昭和41年度～44年度	4年間
第Ⅱ期	昭和45年度～48年度	4年間
第Ⅲ期	昭和50年度～55年度	6年間
第Ⅳ期	昭和56年度～58年度	3年間
第Ⅴ期	昭和59年度～62年度	4年間

さて第7表は、各期の国民所得 Y 、法人所得（国民所得統計中の民間法人企業所得（配当受払前） Π_1 、法人税収（決算値） T_1 を累積して示したものである。いま当期の Π/Y を s 、その実効税率 T/Π を t_1 とすると、当期の自然増収 T_{n1} は前期の税率 t_0 を当期の Π_1 に乗じたものとする。かくて法人税収の所得弾性値は

$$(T_{n1}/T_0 - 1) / (Y_1/Y_0 - 1)$$

と定義される。第7表ではこのような形で4期間の弾性値を示した。

すると同弾性値は、第Ⅱ期0.531、第Ⅲ期1.000、第Ⅳ期0.857、第Ⅴ期1.395となる。第Ⅱ期に弾性値が1を下廻るのは昭和45年度の不況の影響によるもので、同年度を除くと弾性値は1を上廻ることが確認されている。第Ⅲ期、第Ⅳ期は通算すると弾性値が1を下廻ることは明白であり、前述の仮説は検証されたといえよう。第Ⅴ期には好況を迎えて弾性値は1を上廻る。この時期に法人税率の引下げを行なったのは時機を得たものと言えよう。

さて次の作業は、増税増収の算定である。すなわち当期の法人税収から当期の自然増収を差引いたものは、法人税率の引上げによる増収分のはずである。これを第7表の右端に示した。すると第Ⅳ期において増税増収分

第7表 法人税収の国民所得弾力性（金額億円）

期間	国民所得 Y	法人所得 II	法人税収 T	II/Y s (%)	T/II t (%)
I	1,622,546	253,983	59,403	15.65	23.39
II	4,019,411	453,355	126,339	11.28	27.87
III	9,734,117	979,085	388,664	10.06	39.70
IV	6,531,347	703,014	277,816	10.76	39.52
V	10,317,633	1,271,310	522,628	12.32	41.11

Y ₁ /Y ₀ 倍率	自然増収 T _n	T _{n1} /T _{n0} 倍率	弾力値	増税増収	同対 T 比 (%)
2.477	106,040	1.785	0.531	20,293	16.1
2.160	272,871	2.160	1.000	115,793	29.8
0.671	279,097	0.718	0.857	-1,281	-0.5
1.580	502,422	1.809	1.395	20,206	3.9

がマイナスになっている。これはなぜか。これについては次のようなコメントが考えられる。

- (1) 第Ⅳ期は第2次石油ショックによる不況期を含むから、増税しても法人税収が減少したのではないか。しかし s すなわち Y に占める法人所得 II の比率は、第Ⅲ期の 10.06% にくらべて 10.76% と僅かながら上昇しているので、不況の影響とは考えにくい。
- (2) 法人税制には、第5表以外に中小法人に軽減税率が適用されている。もし第Ⅳ期の s の上昇が中小法人の所得増大によるためであったなら、結果として T/II すなわち t が下落している（第Ⅲ期 39.7%、第Ⅳ期 39.52%）ことが説明できる。
- (3) しかし国民所得統計上の法人所得では、中小法人の所得部分を分離することは出来ない。また「国税庁統計年報」の会社標本調査には軽減税率適用所得が示されているが、これは昭和57年度以降しか存在しない。かくて(2)を検証することは困難である。

法人税収弾性値の実証 (2)

次に行った実証は、第7表の法人所得と法人税額を、「国税庁統計年報」における「現事業年度分の課税状況」の所得金額（利益法人のみ）と税額におきかえた場合である。同所得金額・税額は、普通法人以外の、人格のない社団等、協同組合等、公益法人等をも含めたものである。第6表の会社標本調査が普通法人のみを対象としているのより幅がひろい。さらに第7表の法人税収が財政上の決算による値であるのに対して、第8表の税額は、当該事業年度の法人所得から算定された税額であり、滞納・過年度収入等のズレが存在しない。第8表を第7表と比較して見ると次のような差異がある。

- (1) T/IIすなわち実効税率は、期を追うごとに上昇しており、現実の税制上の表面税率の上昇と租税特別措置の改廃の進行とに対応している。
- (2) しかし法人税収の所得弾性値は第Ⅲ期に1を大きく上廻り、第3節当初に設けられた仮説が否定されてしまう。

第8表 現事業年度分課税状況による弾性値（金額は億円）（%）

期間	利益法人所得Ⅱ	税 額 T	T/Ⅱ t (%)	Y ₁ /Y ₀ 倍率
I	186,028	56,949	30.61	
Ⅱ	387,973	121,320	31.27	2.477
Ⅲ	1,030,788	335,561	32.55	2.160
Ⅳ	771,477	260,397	33.75	0.671
V	1,319,321	473,779	35.91	1.580

自然増収 T _n	T _{n1} /T ₀ 倍率	弾 性 値	増税増収	同対T比	Ⅱ/Y s (%)
					11.47
118,759	2.085	0.735	2,561	2.11	9.65
322,327	2.657	1.428	13,234	3.94	10.59
251,116	0.748	0.766	11,596	4.45	11.81
445,271	1.710	1.225	28,508	5.92	12.79

- (3) 第7表でマイナスを示していた第Ⅳ期の増税増収は、第8表では大きなプラスとなり、軽減税率等々の調整問題は必ずしも必要とはならなくなる。
- (4) 第8表の右端に Π/Y すなわち利益法人所得の国民所得に対する比率を示しておいた。第Ⅱ期に減少した同比 s は、以後回復して第Ⅳ期には第Ⅰ期を上廻るに至っているが、これは上記(3)と対応する。そして第Ⅱ期の第Ⅰ期に比しての低下は、不況の45年度のもたらしたものである。

まとめ

第3節をまとめるにあたり、さしあたって次のように筆者なりに今後の研究方向を示しておこう。

弾性値低下仮説を貫くためには、軽減税率適用についての分析をしていかねばならぬであろう。それは大企業課税と中小企業課税の対比にもつながる。そして同時に産業構造の変化と法人税収との関連を見る必要があるになるであろう。それは平成3年度、バブルの崩壊による法人税収（地方税も含めて）の減退にもつながる問題であるからである。

次に弾性値低下仮説を放棄するならば、あらためて、なぜ昭和50～60年度の低成長期に法人税収が比重低下をしたのが問われねばならない。これについては、いまのところ筆者は、産業構造の変化によるという作業仮説しかもっていない。

注2 この間、租税特別措置の軽減・廃止等が行なわれているが、この税収に対する影響は無視せざるを得ない。

注3 この会社標本調査には、利益法人所得、欠損法人所得も記載されているが、それらを以下の弾力性分析には利用できないので、法人数の推移のみで傾向を示した。その理由については、本節「法人税収弾性値の実証(2)」参照。

注4 たとえば石弘光「財政構造の安定効果」(勁草書房、1976年)のP250を見よ。